

第 5 次国土利用美唄市計画

令和 3 年 3 月

北海道美唄市

第5次国土利用美唄市計画

目 次

前 文	1
1 市土の利用に関する基本構想	2
(1) 市土の状況	2
(2) 市土利用の基本方針	2
(3) 地域類型別の土地利用の基本方向	8
(4) 利用区分別の土地利用の基本方向	9
2 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要	12
(1) 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	12
(2) 地域別の概要	13
3 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要	17
(1) 土地利用関連法制等の適切な運用	17
(2) 市土の保全と安全性の確保	17
(3) 持続可能な市土の管理	18
(4) 自然環境の保全等	18
(5) 土地の有効利用の促進	20
(6) 土地利用転換の適正化	20
(7) 市土に関する調査の推進	21
(8) 計画の効果的な推進	21

前 文

この計画は、国土利用計画法第 8 条の規定に基づき、美唄市の区域における国土（以下「市土」という。）の利用に関する基本的事項について定めるものです。

この計画は、国土利用計画（北海道計画）第 5 次計画を基本とし、第 7 期美唄市総合計画基本構想に即して策定するものです。

なお、この計画は、今後の国土の利用をめぐる社会情勢等の変化に対応して、必要に応じて見直しを行うものとします。

1 市土の利用に関する基本構想

(1) 市土の状況

本市は、北海道の道央圏に位置し、東は美唄山を境として芦別市に、西は石狩川を挟み、月形町及び浦臼町に、南は三笠市・岩見沢市に北は奈井江町に隣接しており、総面積 277.69 k m²と東西 32 km、南北約 19 kmの広ぼうを有しています。

地形は東部丘陵地帯と西部平野地帯とに大別されます。

東部丘陵地帯は、緑に囲まれた比較的高度が低いなだらかな起伏が連続する丘陵地で、北海道中央部に属する石狩山地にその続きをもっていますが、芦別市に隣接する地域は標高 986.9m の美唄山をはじめ、南北方向に比較的高い山があり、これらの分水嶺から美唄川などの諸河川が石狩川に向けて流路をとっています。

また、西部平野地帯は、石狩平野に属する低地平野地帯で稲作を中心とした農耕地として利用されています。

近年の市土利用の傾向を見ると、人口減少や社会経済情勢の厳しい状況を反映し、住宅地、工業用地、商業用地とも多少の動きがあるものの、未利用地が増加しています。

農用地については、稲作を中心とする基盤整備が進んでおり、大規模で専門的な農業者や法人を主体とした生産性が高い農業が展開されており、食料の安定供給のほか、市土・環境の保全などの面で重要な役割を担っています。

(2) 市土利用の基本方針

① 市土利用の基本理念

市土は、現在及び将来における市民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることを踏まえ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と地域の発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に進めていきます。

② 市土利用をめぐる基本的条件

今後、市土の利用に当たっては、市土利用をめぐる次のような基本的条件の変化を考慮する必要があります。

ア 人口減少に伴う土地利用の縮小

全国、全道を上回るスピードで人口減少、高齢化が進む中、全体としての土地需要は減少し、これに伴って土地の利用は様々な形で縮小していくことが想定されています。

その結果、市土管理水準の低下や非効率な土地利用の増大等が懸念されることから、今後の土地利用においては、より加速する人口減少社会における市土の適切な利用・管理のあり方を構築していくことが重要となります。

イ 相次ぐ自然災害の発生と再生可能エネルギーの活用

東日本大震災や北海道胆振東部地震をはじめ地球温暖化の影響が指摘されている大雨水害等全国的に大規模な自然災害が相次いで発生する中、居住地や公共施設の立地など土地の利用面における安全・安心に対する市民の意識が高まりを見せています。

人口減少は土地利用転換需要の減少等を通じて空間的な余裕を生み出す側面もあるため、中長期の視点から計画的に、より安全で持続可能な市土利用を実現することも重要となります。

また、防災・減災に向けた再生可能エネルギーの供給等、自然が持つ多様な機能を積極的に評価し、地域における持続可能で豊かな生活を実現する基盤として、その活用を図ることが重要となります。

③ 本計画が取り組むべき課題

土地利用をめぐる基本的条件の変化を踏まえ、本計画が取り組むべき課題は以下のとおりです。

なお、市土の利用に当たっては、これまで適正かつ合理的な土地利用の転換といった土地利用の量的調整や市土の安全性といった土地利用の質的向上を主要な課題として取り組んできたところですが、人口減少下で土地需要が減少する時代においては、土地需要の量的調整は、今後も一定程度必要ではあるものの、市土を適切に管理し荒廃を防ぐ等、土地利用の質的向上がこれまで以上に重要となっています。

今後は、人口減少下における適切な市土の利用・管理のあり方を見出していくとともに、土地利用転換の需要の減少の機会をとらえ、自然環境の保全や安全で安心な土地利用の推進等により、より安全で豊かな市土を実現していくことが求められています。

ア 人口減少による市土管理水準等の低下

本市の人口は、少子高齢化を背景として、ほとんどの年齢階層で減少が続いており、今後も人口減少が続き、令和 22 年（2040 年）には、現在の人口の半分になると想定されています。

人口動態の変化は、土地の利用に大きな変化を与えており、中心市街地の空洞化の進行や低・未利用地や空き家等が増加しており、土地利用の効率の低下が懸念されています。

農村地域では、農家人口の減少と農業者の高齢化が進む中、今後は農業の担い手の育成・確保と担い手への農地の集積・集約化とともに基盤整備を進めていくことが重要です。

森林地域においては、森林所有者が高齢で後継者がいない、不在村森林所有者などの理由により、管理が行き届かない森林も存在しています。

また、地籍調査が進んでいないなど、土地境界が不明確な状況では、円滑な土地取引や計画的な土地の有効利用の妨げとなり得ます。

さらに、相続時における土地登記の未実施や不在村森林所有者の増加などを背景に、今後、所有者の所在の把握が難しい土地が増加することが想定され、土地の円滑な利活用に支障をきたすおそれがあります。

このような問題は、対策を怠れば、今後、ますます状況が悪化するおそれがあります。

このため、人口減少下においては、市土の適切な利用と管理を通じて市土を荒廃させない取組を進めて行くことが重要な課題となります。

イ 災害で懸念される市土の土地利用及び自然環境への影響

平成 23 年（2011 年）の東日本大震災や平成 28 年（2016 年）の熊本地震、平成 30 年の北海道胆振東部地震など全国的に大規模な地震や津波が発生しており、太平洋では、根室沖においてマグニチュード 8 クラスの強い地震が今後 30 年以内に 80%程度と高い確率で発生すると想定されています。

また、平成 28 年（2016 年）に北海道においても大きな被害をもたらした大雨等による災害にみられるように、雨の降り方は局地化・集中化・激甚化しており、さらに今後、地球温暖化に伴う気候変動の影響により、極端な降水がより強く、より頻繁となる可能性が非常に高いと予測されており、石狩川流域の本市においても水害などが頻発化・激甚化することが懸念されます。

このため、防災・減災対策の強化とともに、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限や、より安全な地域への諸機能の集中や居住の誘導、「美唄

市地域防災計画」や「美唄市水防計画」等の防災関連計画を踏まえた安全性を優先的に考慮する土地利用への転換が急務となっています。

安全・安心は、すべての活動の基盤であることから、従来の防災・減災対策に加え、土地利用においても、大規模自然災害から市民の生命・財産を守り、本市にとって重要な社会経済機能を維持するとともに、本市がもつポテンシャルを生かしたバックアップ機能を強化し、強靱なまちづくりに総合的かつ計画的に推進する必要があります。

さらに気候変動は広く市土の自然環境に影響を及ぼし、更なる自然環境の悪化や生物多様性の損失が懸念されることから、気候変動による将来的な影響も考慮して、これに適応するため、本市の特徴を踏まえた総合的、計画的な取組の推進が求められています。

自然環境の悪化や生物多様性の損失は、土壌の劣化や植生の変化等を通じて、食料の安定供給や市土保全など暮らしを支える生態系サービス（自然の恵み）に大きな影響を及ぼします。

このため、生態系を保全し、人と自然が共生してきた市土を持続的に利活用していくことは、地域の持続的で豊かな暮らしを実現する観点からも重要です。

④ 市土利用の基本方針

③で示した課題に取り組むため、本計画は、「適切な市土管理を実現する土地利用」、「自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する土地利用」、「安全・安心を実現する土地利用」の3つの基本方針とし、市土の安全性を高め持続可能で豊かな市土を形成する土地利用を目指します。

また、人口減少社会において、このような土地利用を実現するための方策についても、その考え方を示します。

ア 適切な市土管理を実現する土地利用

適切な市土管理を実現する土地利用については、都市的土地利用において、公共公益的機能の集積による利便性・中心性の向上を図るとともに、居住者及び今後移り住む人たちが安心して住みつづけることができる快適な市街地の形成を図ります。

中心部では、低・未利用地や空き家を有効活用すること等により、市街地の活性化と土地利用の効率化を図ります。

一方、市街地の外側では、低密度化が進むことから、これに応じた公共サー

ビスのあり方や、公園、農地、森林等の整備及び自然環境の保全等を勘案しつつ、地域の状況に応じた対応を進めます。また、ひとつの地域だけでは十分な機能を備えることが難しい場合には、地域の状況を踏まえ、地域がネットワークで結ばれることによって必要な機能を享受する取組を進めます。

農業的土地利用については、食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保し、市土保全等の多面的機能を持続的に発揮させるために良好な管理を行うとともに、農業の担い手への農地の集積化を進め、効率的な利用を図ります。

水循環については、都市的土地利用と農業的土地利用、自然的土地利用を通じた、農地や森林の適切な管理など、流域の総合的かつ一体的な管理等により、健全な水循環の維持を図ります。

なお、森林、原野、農地、宅地等の相互の土地利用の転換については、人口減少下においても一定量が見込まれますが、土地利用の可逆性が低いことに加え、生態系や景観等にも影響を与えることから、土地利用の転換は慎重な配慮の下で計画的に行うことが重要です。

さらに、土地の所有者が、所有地の良好な管理と有効利用に努めることを基本としつつ、所有者が管理・利用できない場合や所有者の所在の把握が難しい場合には、所有者以外の者の管理・利用のあり方について検討することも必要です。

イ 自然環境等を保全・活用する土地利用

自然環境等を保全・活用する土地利用については、将来にわたり保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、気候変動による影響も考慮しつつ、自然環境の保全等を進め、市民の福利や地域づくりに資する形での活用を図ります。

自然環境の活用については、持続可能で魅力ある市土づくりや地域づくりを進めるため、社会資本整備や土地利用において、良好な景観形成等の自然環境の有する多様な機能を活用した取組を推進します。

また、地域における雪冷熱等の再生可能な資源やエネルギーの確保と循環的な利活用に努めます。さらに、自然公園などの自然資源や、農村地域における緑豊かな環境、地域資源を生かした観光や産品による雇用の創出及び経済循環を通じて、都市地域や農村地域など、様々な地域間相互の対流を促進します。

これらに加え、本市の景観の特色である田園風景などを生かしながら、身近な居住環境の緑の保全に努め、暮らしにゆとりとうるおいをもたらす空間形成を目指します。

あわせて、地球温暖化への対応や水環境の改善等の観点から健全な水循環を維持するための取組を進めます。

その際、外来種対策、野生鳥獣被害対策の推進等、野生生物と人間活動の調和を図ることなどを通じ、生物多様性に関する取組を社会に浸透させ、自然環境を保全・再生・活用する土地利用を進めます。

ウ 安全・安心を実現する土地利用

安全・安心を実現する土地利用については、「美唄市地域防災計画」や「美唄市水防計画」を踏まえ、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を実施するとともに、災害リスクの把握及び周知を図った上で、災害リスクの高い地域については、土地利用を適切に制限することが必要です。その際、規制の対象となる建築物の用途や構造が災害の特性や地域の状況等に即したものであるよう配慮します。

同時に、中長期的な視点から、洪水ハザードマップ等の情報を活用するなど地域の状況を踏まえつつ、高齢者施設等の要配慮者利用施設や災害時に重要な役割が期待される公共施設等について災害リスクの低い地域への立地を促すことにより、より安全な地域への居住を誘導する取組を進めることも重要です。

また、経済社会において、重要な役割を果たす諸機能の適正な配置やバックアップを推進するとともに、電気、ガス、上下水道や通信、交通等のライフラインの多重性・代替性を確保します。

その他、農地の保全管理等の取組を通じて土地利用の面からも市土の安全性を総合的に高め、災害に強くしなやかな市土を構築します。

●複合的な効果をもたらす施策の推進と最適な土地利用の選択

このような取組を進めるに当たっては、今後、人口減少や財政制約が継続する中で、すべての土地について、これまでと同様に労力や費用を投下し、管理することは困難になることを想定しておく必要があります。

特に、人為的に管理された土地は、放棄されれば自然に戻らず荒廃する可能性もあることから、市土を荒廃させない取組を進めていくことが一層重要となります。

市土の適切な管理は、市土の保全、生物多様性の保全、健全な水循環の維持等を通じて、防災・減災や自然との共生等を促進する効果に加え、これらを通じた持続可能な地域づくりにも効果を発揮します。

今後は、自然と調和した防災・減災の促進など、複合的な効果をもたらす施

策を進め、市土に多面的機能を発揮させることで、土地の利用価値を高め、人口減少下においても、市土の適切な管理を行っていくことが必要です。

● 多様な主体による市土の適切な管理

これらの取組は、道等が示す広域的な方針とともに、各地域を取り巻く自然や社会、経済、文化的条件等を踏まえ、地域の発意と合意形成を基礎とする土地利用との総合的な調整の上に実現されます。

このため、地域住民や市など、地域の様々な主体が自らの地域の土地利用や地域資源の管理のあり方等について検討するなど、地域主体の取組を促進することが重要です。

このような地域による取組を基本としつつ、所有者等による適切な管理や国、道、市による公的な役割に加え、地域住民、企業、NPO、行政、他地域の住民など多様な主体が、森林づくり活動、河川・湖沼環境の保全活動、農地の保全管理活動等に参画するほか、地元農産品等の購入や緑化活動に対する寄付等、様々な方法により市土の適切な管理に参画する取組を促進します。

(3) 地域類型別の土地利用の基本方向

市土の利用に当たっては、各土地利用を個別にとらえるだけでなく、複数の用途が混在する地域類型別の土地利用の検討が重要であることから、代表的な地域類型として、都市地域、農村地域及び自然維持地域の土地利用の基本方向は以下のとおりとします。

なお、地域類型別の土地利用に当たっては、相互の関係性にかんがみ、相互の機能分担や対流といった地域類型間のつながりを双方向に考慮することが重要です。

① 都市地域

都市地域は、安全で快適な都市環境を維持するため、人口減少や少子高齢化などによる空き地の利用を促進するとともに、公共施設の複合化・集約化などを図り、有効な土地利用に努めます。

② 農村地域

農村地域は、豊かな自然環境や美しい景観、水源の涵養など重要な機能を維持するため、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、地域の状況に応

じた計画的かつ適切な土地利用に努めます。

③ 森林地域

森林地域は、木材生産等の経済的機能や山地災害の防止、水源の涵養、二酸化炭素の吸収、生物多様性など自然環境の保全などのため、必要な森林の確保と森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、適切な土地利用に努めます。

(4) 利用区分別の土地利用の基本方向

利用区分別の土地利用の基本方向は以下のとおりとします。

なお、各利用区分を個別にとらえるのではなく、相互の関連性に十分留意する必要があります。

① 農地

本市は北海道における主要な食料供給地域として、食料自給率向上に資する役割を担っていることから、食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保するとともに、農業生産の効率を高め、安定した農業の担い手を確保するため、農地の大区画化等による農地の集積化を推進します。

また、農業者はもとより、地域住民などの参画も得ながら、地域共同による農地や水路等の適切な保安全管理活動等により、環境と調和した持続的な農業生産の推進を通じて、市土の保全や環境の保全等、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図ります。

② 森林

本市の森林は、市域面積の約44%を占めており、水源の涵養、二酸化炭素の吸収、生物多様性など自然環境の保全などのため、適切な森林の整備及び保全を進めます。

その際、施業や経営の委託等を含め、所有者等による適切な森林の整備及び保全を促進します。

市街地及びその周辺の森林については、良好な生活環境を確保するため、積極的に緑地としての保全や整備を図るとともに、山間部の森林については、自然環境の保全に留意しつつ、適正な維持・管理を図ります。

③ 原野等

原野等のうち、野生生物の生息・生育地等貴重な自然環境を形成しているものに

については、生態系及び景観の維持等の観点から保全を図ります。

その他の原野については、地域の自然環境を形成する機能に十分配慮しつつ、適正な利用を図ります。

④ 水面・河川・水路

水害から土地や市民の生命・生活を守るため、周辺自然環境に配慮しつつ、河川改修等を推進するとともに、施設の適切な維持管理を図ります。

また、河川、貯水池、沼等の水辺の保全・維持を認識し、周辺の土地利用と調整しながら多様な機能の維持・向上を図ります。

⑤ 道 路

道路については、一般道路については、施設の適切な維持管理・更新を通じて、既存用地の有効利用を図ります。また、整備に当たっては、道路の安全性・確実性、快適性や防災機能の向上、冬期交通の確保に配慮するとともに、環境の保全にも十分配慮することとし、道路緑化の推進等により、良好な沿道環境の保全に努めます。

農道・林道については、生産性の向上や農地・森林の適正な管理や農業地域の生活環境の改善のため、必要な用地の確保を図るとともに、その整備に当たっては、自然環境の保全に十分配慮します。

⑥ 住宅地

住宅地については、秩序ある市街地形成や豊かな住生活の実現の観点から、耐震・環境性能を含めた住宅ストックの質の向上を図るとともに、まちづくりの展開方向に対応した、すべての市民が安心して住みつづけられるよう充実した住環境づくりを図り、良好な居住環境が形成されるよう、必要な用地の供給を図ります。

⑦ 工業用地

工業用地については、情報化の進展等に伴う企業の立地動向や高度情報通信インフラ、物流インフラ等の整備状況、地域産業活性化の動向等を踏まえ、環境の保全等に配慮しつつ総合的な立地環境づくりに努めます。

⑧ その他の宅地

その他の宅地については、市街地の土地利用の高度化や良好な環境の形成に配慮しつつ、必要な用地の確保を図ります。

公共施設については、建て替えなどの機会をとらえ、地域の災害リスクに十分に

配慮しつつ、中心部等での立地促進させることにより、災害時の機能を確保するとともに、より安全な地域への市街地の集約化を促進させます。

⑨ その他（公用・公共用施設の用地）

文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設、厚生福祉施設等の公用・公共用施設の用地については、市民生活上の重要性とニーズの多様化を踏まえ、環境の保全に配慮して、必要な用地の確保を図ります。

また、施設の整備に当たっては、耐災害性の確保と災害時における施設の活用に配慮するとともに、施設の拡散を防ぐ観点から空き家・空き店舗の再生利用や街なか立地に配慮します。

⑩ レクリエーション用地

恵まれた自然や豊かな観光資源を生かしたレクリエーション用地については、市民をはじめ利用者の価値観の多様化や自然とのふれあい志向の高まりを踏まえ、自然環境の保全に配慮しつつ、地域の振興等を総合的に勘案して、計画的な整備と有効利用を進めます。

その際、森林、河川等の余暇空間としての利用や施設の適切な配置とその広域的な利用に配慮します。

⑪ その他（低・未利用地）

市街地の低・未利用地は、居住用地や事業用地等として再利用を図るほか、公共用施設用地や避難地等の防災用地等、居住環境の向上や地域の活性化に資する観点から積極的な活用を図ります。

また、農村の耕作放棄地は、作付・再生可能なものについては所有者等による適切な管理に加え、多様な主体の直接的・間接的な参加の促進等により、農地としての活用を積極的に図るとともに、地域の状況に応じた活用など、その有効利用を図ります。

2 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

(1) 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

① 計画の目標年次

計画の目標年次は令和 12 年（2030 年）とし、基準年次は令和元年（2019 年）とします。

② 基礎的な前提

市土の利用に関して基礎的な前提となる人口と世帯数については、美唄市人口ビジョン（2019 年度改訂版）による推計を用い、令和 12 年（2030 年）において、人口はおよそ 15,000 人、世帯数は 8,200 世帯程度と想定します。

③ 市土の利用区分

市土の利用区分は、農地、森林、宅地等の地目別区分とします。

④ 市土の利用区分ごとの規模の目標を定める方法

市土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の市土の利用の現況と将来の利用可能性、産業構造などを勘案しつつ、将来人口や各種計画等を前提として、利用区分別に必要な土地面積を予測し、土地利用の実態との調整を行い定めるものとします。

⑤ 目標年次における規模の目標

市土の利用の基本構想に基づく令和 12 年（2030 年）の利用区分ごとの規模の目標は、次表のとおりです。

なお、以下の数値については、今後の社会経済動向のいかんにより、弾力的に理解されるべき性格のものです。

表 市土地利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(単位：ha、%)

区 分	令和元年	令和 12 年	構 成 比	
			令和元年	令和 12 年
農 用 地	9,568	9,629	34.4	34.6
(農 地)	9,451	9,629	34.0	34.6
(採草放牧地)	117	0	0.4	0
森 林	12,239	12,239	44.1	44.1
原 野	30	30	0.1	0.1
水面・河川・水路	2,166	2,166	7.8	7.8
道 路	1,259	1,294	4.5	4.7
宅 地	1,100	1,100	4.0	4.0
(住 宅 地)	532	532	1.9	1.9
(工 業 用 地)	141	141	0.5	0.5
(その他の宅地)	427	427	1.6	1.6
そ の 他	1,407	1,311	5.1	4.7
合 計	27,769	27,769	100.0	100.0
市 街 地	327	327	1.2	1.2

(注 1) 道路は、一般道路及び農林道である。

(注 2) 市街地は、国勢調査の定義による人口集中地区であり、令和元年欄の市街地面積は、平成 27 年（2015 年）の国勢調査による人口集中地区の面積である。

(2) 地域別の概要

① 地域別の規模の目標

地域別の利用区分ごとの規模の目標を定めるに当たっては、土地、水、自然などの国土資源の有限性を踏まえ、地域の個性や多様性を生かしつつ、活力を維持し、持続可能な地域社会づくりを図る見地から、必要な基礎条件を整備し、市土全体の調和ある有効利用とともに環境の保全が図られるよう、適切に対処しなければなりません。

② 地域の区分

地域別の区分は、市土における自然的、社会的及び経済的諸条件を勘案して、「中央生活圏」「東部生活圏」「西部生活圏」「南部生活圏」「北部生活圏」の 5 区分とします。

③ 目標年次、目標を定める方法

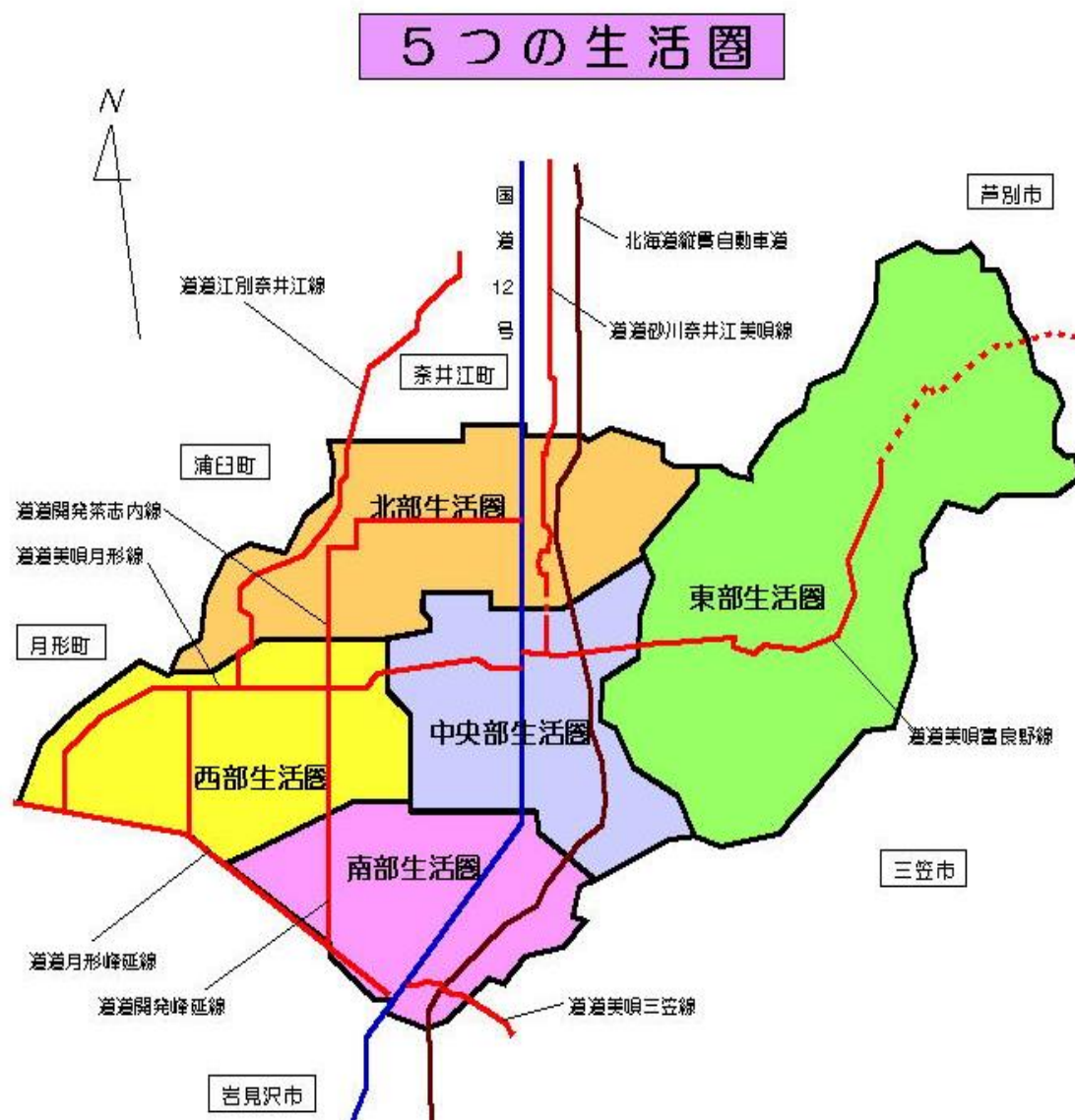
計画の目標年次、市土の利用区分及び利用区分ごとの規模の目標を定める方法は、
(1) に準じるものとします。

④ 目標年次における利用区分ごとの規模の目標の地域別概要

目標年次における市土の利用区分ごとの規模の目標の地域別の概要は、次のとおりです。

(単位：ha)

地域名	条丁目町名	面積
中央部生活圏	条丁目区域・東明町・共練町・南美唄町・ 進徳町・一心町・沼の内町・癸巳町	5,213
東部生活圏	落合町・盤の沢町・我路町・東美唄町	9,450
西部生活圏	開発町・上美唄町・西美唄町	4,488
南部生活圏	光珠内町・峰延町・豊葦町	4,345
北部生活圏	北美唄町・中村町・茶志内町・日東町	4,273



ア 中央部生活圏

中央部生活圏では、病院や公営住宅などの建替えが図られるとともに、公共交通機能の充実や除排雪機能の継続などにより、利便性と快適性のある都市環境が維持されていくものと予想されます。

また、東明町周辺には交流拠点施設「ピパの湯 ゆ〜りん館」を中心としたパークゴルフ場やサン・スポーツランド美唄を中心にスポーツレクリエーション活動のための環境が整い、他の地域の地域資源と有効に結びつけながら交流活動を促進されます。

イ 東部生活圏

東部生活圏は、大部分が森林であり、森林の持つ公益的機能が総合的に発揮され、整備保全が進められていくと予想されます。

また、美唄ダム周辺から炭鉱メモリアル森林公園、我路公園、安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄など、本市の自然や歴史、文化を生かした施設が集積することから、道道美唄富良野線の開通により、観光レクリエーション地域及び市民の健康増進・体験学習の場としての高度利用が図られるものと予想されます。

ウ 西部生活圏

西部生活圏は、大部分が農業振興地域内であり、作付け体系に応じた計画的な土地利用型農業の推進と農地の利用集積などにより、生産の向上と農地の効率的利用が図られると予想されます。

また、耕地防風林を維持し、農村景観を高めるとともに、渡り鳥が飛来する宮島沼周辺を重要な自然環境として保全しつつ、自然観察・環境学習の場としても適切に利用されるものと予想されます。

エ 南部生活圏

南部生活圏は、国道 12 号をはさんで東部丘陵地と西部農耕地とにより形成され、緑豊かな自然と環境保全に配慮し、美しい田園景観づくりが進められ、自然と都市的環境が調和した土地利用が維持されるものと予想されます。

オ 北部生活圏

北部生活圏は、本市の工業開発と農業振興の拠点となる地区であり、空知団地の高度利用や農道離着陸場の多面的利活用、都市住民との体験交流の促進等により、土地の有効利用が進められるものと予想されます。

3 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要は、次のとおりです。

市土の利用は、本計画に基づき、公共の福祉を優先させるとともに、地域をとりまく自然や社会、経済、文化的条件等を踏まえて総合的かつ計画的に進める必要があるため、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策の実施を図ります。

なお、本計画は、市等の公的主体に加え、地域住民や民間企業、NPO、学術研究者などの多様な主体の活動により実現されます。以下に掲げる措置は、それら多様な主体の参画と、各主体間の適切な役割分担に基づき実施されるものです。

(1) 土地利用関連法制等の適切な運用

国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法の適切な運用並びに、国土利用計画の全国計画、北海道計画、本計画など、土地利用に関する計画による土地利用の計画的な調整を通じ、適正な土地利用の確保と市土の適切な管理を図ります。

その際、土地利用の影響の広域性を踏まえ、関係行政機関相互間の適切な調整を図ります。

(2) 市土の保全と安全性の確保

① 安全な土地利用への誘導及び市土保全施設の整備等

市土の保全と安全性を確保するため、自然災害への対応として、流域内の土地利用との調和、生態系の有する多様な機能の活用等にも配慮した治水施設等の整備を通じ、より安全な土地利用への誘導を図るとともに、市土保全施設の整備と維持管理を推進します。

また、美唄市地域防災計画等の防災関連計画を踏まえ、より安全な地域への居住等の誘導に向け、災害リスクの高い地域の把握、公表を積極的に行うとともに、地域の状況等を踏まえつつ、災害リスクの低い地域への公共施設等の立地による誘導等を推進します。

加えて、主体的な避難を促進する観点から、防災情報の提供や洪水ハザードマップ配布、防災教育の実施、避難訓練等を推進します。

さらに、水の効率的・有効利用や安定した水資源の確保のための総合的な対策を推進します。

② 適切な保育、間伐などの森林整備の推進等

森林の持つ市土の保全と安全性の確保に果たす機能の向上を図るため、適切な保育、間伐などの森林整備を推進します。

(3) 持続可能な市土の管理

① 都市機能等の集積化

教育、生涯学習、保健・医療・福祉、商業施設などの公共的施設等の集積による利便性のすぐれた居住環境の形成を図ります。

② 優良農地の確保等

食料の安定供給に不可欠な優良農地の確保を図るとともに市土の保全等の多面的機能を発揮させるため、農業の担い手の育成・確保と営農等の効率化に向けて農地の大区画化等の農業生産基盤の整備や農地中間管理機構の活用による農地の集積化を推進するとともに、農業者はもとより、地域住民などの参画も得ながら、地域共同による農地や水路等の適切な保全管理活動の取組を支援します。

また、今後利用度の低い農地が発生した場合には、農地中間管理事業を検討する等、必要な措置を講じます。さらに、農業の雇用促進と6次産業化などによる農産物の高付加価値化の取組等を推進します。

③ 健全な水循環の維持等

健全な水循環の維持のため、関係者の連携による流域の総合的かつ一体的な管理、安定した水供給・排水の確保、地球温暖化に伴う気候変動による洪水等の水災害リスクへの対応、水環境の改善等の施策を総合的かつ一体的に進めます。

④ まちなみ景観の保全等

魅力あるまちなみ景観や水辺空間の保全、地域の歴史や文化に根ざし自然環境と調和した良好な景観の維持・形成を図ります。また、地域の状況を踏まえ、歴史的風土の保存を図るための取組を進めます。

(4) 自然環境の保全等

① 自然環境の保全・生態系への配慮等

自然環境や自然景観を有する地域については、公有地化や関係法令に基づく行為

規制等により厳正な保全を図ります。二次的自然については、適切な農業活動や民間等による保全活動の促進、必要な施設の整備等を通じてその維持を図ります。

また、工場緑地等については、企業等による自主的な取組を促進します。

さらに、生態系ネットワーク形成のため、流域レベルや地域レベルなど空間的なまとまりやつながりに着目した生態系の保全に配慮します。

② 野生鳥獣による被害防止等

人間の活動域と野生鳥獣の生息域が接近し、生活環境や農業に被害をもたらしていることから、野生鳥獣による被害防止のため、鳥獣の適正な管理等を行うとともに、狩猟者の減少と高齢化に対応するため人材育成を推進します。

また、侵略的外来種については、生息状況等の情報把握に努めるとともに、計画的な捕獲を進め、徹底した防除に努めます。

③ 環境負荷の小さい土地利用の推進

二酸化炭素の吸収源となる森林や緑の適切な整備・保全を図るとともに、雪冷熱等の再生可能な資源やエネルギーの確保と循環的な利活用に努めます。

さらに、公共交通機関の利用促進や円滑な交通体系の構築等の取組を進めます。

④ 生活環境の保全等

市民の健康の保護及び生活環境の保全のため、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、悪臭等に対して引き続き対策を行います。

住宅地周辺においては、工場・事業所等からの騒音、悪臭等による市民の生活環境への影響に配慮した計画及び操業とすることを推進します。

特に、閉鎖性水域に流入する流域において、水質保全に資するよう、生活排水や工場・事業場排水等の点源負荷及び市街地、農地等からの面源負荷の削減対策等、健全な水循環の構築に努めます。

⑤ 3Rの推進等

循環型社会の形成に向け、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を一層進める等、持続可能な資源利用を推進するとともに、廃棄物の不法投棄等の不適正処理の防止と適切かつ迅速な原状回復に努めます。

⑥ 公共事業における環境への配慮等

良好な環境を保全するため、事業の実施段階における環境影響評価の実施、事業

の特性を踏まえた公共事業等の位置・規模等の検討段階における環境的側面の検討などにより適切な環境配慮を促進し、土地利用の適正化を図ります。

(5) 土地の有効利用の促進

① 空き家等への対応

空き家バンクの充実と活用により、情報共有と提供を行うとともに、中古住宅購入補助により、中古住宅の流通を促進し、空き家の抑制にもつなげます。

② 所有者の所在把握が難しい土地の対応

相続時における土地登記の未実施等を背景に、今後、所有者の所在の把握が難しい土地が増加することが想定され、土地の円滑な利活用に支障をきたすおそれがあるため、事業の内容や状況に応じ、関係法令に定める制度の適切な活用を進めるなど、土地の適正な利用を図ります。

(6) 土地利用転換の適正化

① 自然的・社会的条件を勘案した土地利用の転換

土地利用の転換を図る場合には、その必要性に十分留意したうえで、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況、その他自然的条件・社会的条件等を勘案して適正に行うこととします。

また、転換途上であっても、これらの条件の変化を勘案する必要があるときは、速やかに都市計画マスタープラン等を基本として、計画の見直し等、適切な措置を講じます。

② 大規模な土地利用の転換

大規模な土地利用の転換については、その影響が広範に及ぶため、周辺地域も含めて事前に十分な調査を行い、市土の保全、安全性の確保、環境の保全等に配慮しつつ、適正な土地利用を図ります。

また、地域住民の意向等地域の状況を踏まえるとともに、美唄市総合計画や公共施設等総合管理計画等との整合を図ります。

③ 農地や宅地等相互の土地利用の調和等

農地等の農業的土地利用と宅地等の都市的土地利用が無秩序に混在する地域ま

たは混在が予測される地域においては、必要な土地利用のまとまりを確保することなどにより、農地や宅地等相互の土地利用の調和を図ります。

(7) 市土に関する調査の推進

市土の状況を総合的に把握するため、土地利用現況調査等の基礎的な調査を推進するとともに、その総合的な利用を図ります。

(8) 計画の効果的な推進

人口、世帯数、各利用区分別の規模などの指標については、今後の本市における土地利用やまちづくり等の関連諸計画の推進等において活用を図り、土地利用をとりまく状況や土地利用の現況等の変化及びこれらの分析を通じて計画推進上の課題の把握に努めます。